

(保 37)

令和2年4月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
データ提出加算の取扱い及び省令、告示等の取扱いについて

A245データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る届出も含む）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところであります。

今般、令和2年3月にデータ提出に遅延等が認められた医療機関について、別添の通り、厚生労働省保険局医療課長より周知依頼がきておりますので取り急ぎご連絡いたします。

その他、DPC関連の一部改正（省令・告示・通知等）につきましても併せてご連絡申し上げます。

つきましては本件につきご承知置き下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて（令和2年4.20 保医発0420第1号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（通知）（令和2年4.21 保医発0421第1号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について（通知）（令和2年4.21 保医発0421第2号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（告示）（厚生労働省告示第187号）

保 医 発 0 4 2 0 第 1 号
令 和 2 年 4 月 2 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、令和2年3月22日に提出すべきデータの提出に遅延等が認められたため、令和2年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

保険医療機関名	住所		適用期間
医療法人尚仁会真栄病院	004-0839	北海道札幌市清田区真栄331番地	令和2年5月1日から 令和2年5月31日
医療法人社団双心会女満別中央病院	099-2324	北海道網走郡大空町女満別西4条4丁目1番29号	
一般財団法人双仁会青森厚生病院	038-0042	青森県青森市大字新城字山田488番地1	
医療法人謙昌会総合リハビリ美保野病院	031-0833	青森県八戸市大字大久保字大山31-2	
盛岡市立病院	020-0866	岩手県盛岡市本宮五丁目15番1号	
公益財団法人宮城厚生協会泉病院	981-3212	宮城県仙台市泉区長命ヶ丘二丁目1番地の1	
医療法人杏林会リハビリパーク板橋病院	174-0063	東京都板橋区前野町1-21-20	
社会福祉法人浴光会国分寺病院	185-0014	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-2-2	
自衛隊中央病院	154-8532	東京都世田谷区池尻1-2-24	
医療法人社団仁恵会黒河内病院	252-0305	神奈川県相模原市南区豊町17-36	
医療法人社団葵会新潟聖籠病院	957-0124	新潟県北蒲原郡聖籠町字大字蓮野5968-2	
医療法人財団恵仁会藤木病院	930-0261	富山県中新川郡立山町大石原225番地	
国民健康保険小松市民病院	923-8560	石川県小松市向本折町ホ60	
医療法人心泉会上條記念病院	399-0037	長野県松本市村井町西2丁目16-1	
社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院	617-0814	京都府長岡京市今里南平尾8番地	
医療法人社団日翔会生野愛和病院	544-0015	大阪府大阪市生野区巽南5丁目7番64号	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	564-8565	大阪府吹田市岸部新町6番1号	
兵庫県立リハビリテーション中央病院	651-2181	兵庫県神戸市西区曙町1070	
医療法人社団湧水方円会稲田病院	630-8131	奈良県奈良市大森町46	
医療法人健真会山本整形外科病院	734-0053	広島県広島市南区青崎2丁目4-20	
医療法人日井会田野病院	781-6410	高知県安芸郡田野町1414-1	
医療法人けやき会東病院	871-0811	福岡県築上郡吉富町大字広津593番地の1	
山都町包括医療センターそよう病院	861-3902	熊本県上益城郡山都町滝上476番地2	
国保水俣市立総合医療センター	867-0041	熊本県水俣市天神町1丁目2番1号	
医療法人社団聖山会川南病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南18150-47	
医療法人健幸会天辰病院	891-0175	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘四丁目1番8号	

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第187号）が令和2年4月21日に告示され、同年4月22日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月23日付け保医発0323第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「070470 関節リウマチ」、「110080 前立腺の悪性腫瘍」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「070470 関節リウマチ」のうち手術・処置等2の3に「ウパダシチニブ」を、「110080 前立腺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の4に「ダロルタミド」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等				手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病				重症度等									
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等							
11	0080	前立腺の悪性腫瘍	前立腺の悪性新生物<腫瘍> その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>、その他の明示された男性生殖器 その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌、前立腺 前立腺の異形成	C61 C637 D075 N423							手術なし その他の手術あり	99 99 97 04		手術なし 経尿道的前立腺手術		1 1		前立腺針生検法	D413	8 11		ベムプロリズマブ		1 1		骨の悪性腫瘍 (脊椎を除く。)	070040										
											97 04 97 04 97 05 97 97 03 07 02 03 01 01 01 02 01 02 01 06			経尿道的前立腺核出術 前立腺被膜下摘出術 その他のKコード 経皮的放射線治療用金 属マーカー留置術 精巣摘出術 前立腺悪性腫瘍手術等	K841\$ K841-5 K840 K007-2 K830 K843 K843-2 K843-3 K843-4									7 10 5 8 4 7 4 6 4 6 4 6 3 5 3 4 3 4 2 3 1 2 1 1		密封小線源治療(一 連につき) 組織内照 射 前立腺癌に対する 永久挿入療法 カバジタキセル アセ トン付加物 アピラテロン酢酸エス テル エンザルタミド アバルタミド ダロルタミド ドセタキセル 化学療法 塩化ラジウム(223R a) 放射線療法 中心静脈注射 人工呼吸	M0043 G005 J045\$			1 3		水腎症等	110420				

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第187号）が令和2年4月21日に告示され、同年4月22日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」（令和2年3月23日付け保医発0323第3号。以下「高額薬剤通知」という。）の別表を別添のとおり改正する。改正の概要については下記のとおりであるので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

高額薬剤通知の別表に「イクセキズマブ（遺伝子組換え）」、「エクリズマブ（遺伝子組換え）」、「エロツズマブ（遺伝子組換え）」、「オマリズマブ（遺伝子組換え）」、「セルトリズマブ ペゴル（遺伝子組換え）」、「アベルマブ（遺伝子組換え）」、「A型ボツリヌス毒素」、「セフトロザン硫酸塩／タゾバクタムナトリウム」、「ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン」、「乾燥スルホ化人免疫グロブリン」、「ニンテダニブエタンスルホン酸塩」、「ブレンツキシマブ ベドチン（遺伝子組換え）」、「ポサコナゾール（錠剤に限る。）」、「ポサコナゾール（注射薬に限る。）」、「レボチロキシナトリウム水和物」、「レナリドミド水和物」、「pH4処理酸性人免疫グロブリン」、「アレクチニブ塩酸塩」及び「ニボルマブ（遺伝子組換え）」を追加し、エヌトレクチニブの適応症に「ROS1融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」を追加、「ダラツムマブ（遺伝子組換え）」令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものを追加する。

別表

告示番号	薬剤名	銘柄(参考)	適応症	診断群分類番号		備考
				ICD-10(参考)		
1	ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞	ステミラック注	脊髄損傷に伴う神経症状及び機能障害の改善。ただし、外傷性脊髄損傷で、ASIA機能障害尺度がA、B又はCの患者に限る。	T06\$, T093, T913	160990 多部位外傷 160990xx99x0xx 160990xx97x0xx 160990xx97x1xx 161040 損傷の続発性、後遺症 161040xxxxxxx 161060 詳細不明の損傷等 161060xx99x0xx 161060xx99x1xx 161060xx97x0xx 161060xx97x1xx	
2	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	ラビビュール筋注用	狂犬病の予防及び発病阻止	T141	161060 詳細不明の損傷等 161060xx99x0xx 161060xx97x0xx	
3	フルチカゾンフランカルボン酸エステル/メクリジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル酢酸塩	テルリジー100エリブタ14吸入用 テルリジー100エリブタ30吸入用	慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎・肺気腫)の諸症状の緩解(吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入β2刺激剤の併用が必要な場合)	J410, J411等	040090 急性気管支炎、急性細気管支炎、下気道感染症(その他) 040090xxxxxx0x 040090xxxxxxx1x 040120 慢性閉塞性肺疾患 040120xx99000x 040120xx99001x 040120xx98010x 040120xx98011x 040120xx9910xx 040120xx97x0xx 040120xx97x1xx 040120xx01x0xx	
4	チサゲンレクルーセル	キムリア点滴静注	1. 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病 2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫	C910, C833	130010 急性白血病 130010xx99x2xx 130010xx99x3xx 130010xx99x4xx 130010xx99x5xx 130010xx99x6xx 130010xx99x7xx 130010xx99x8xx 130010xx99x9xx 130010xx97x2xx 130010xx97x3xx 130010xx97x4xx 130010xx97x5xx 130010xx97x6xx 130010xx97x7xx 130010xx97x8xx 130010xx97x9xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx 130030xx99x4xx 130030xx99x5xx 130030xx99x6xx 130030xx99x7xx 130030xx99x8xx 130030xx99x9xx 130030xx99xAxx 130030xx97x2xx 130030xx97x3xx 130030xx97x40x 130030xx97x41x 130030xx97x50x 130030xx97x51x 130030xx97x60x 130030xx97x61x 130030xx97x70x 130030xx97x71x 130030xx97x8xx 130030xx97x9xx	
5	ベベルミノゲン ベルプラスミド	コラテジェン筋注用4mg	標準的な薬物治療の効果が不十分で血行再建術の施行が困難な慢性動脈閉塞症(閉塞性動脈硬化症及びパーチェア病)における潰瘍の改善	I700, I702等	050170 閉塞性動脈疾患 050170xx99000x 050170xx99001x 050170xx9901xx 050170xx99100x 050170xx99101x 050170xx97000x 050170xx97001x 050170xx97010x 050170xx97011x 050170xx9720xx 050170xx9721xx 050170xx03000x 050170xx03001x 050170xx03010x 050170xx03011x 050170xx0320xx 050170xx0321xx 050170xx02000x 050170xx02001x 050170xx02010x 050170xx02011x 050170xx0220xx 050170xx0221xx 050170xx01xxxx	
6	ベドリスマブ(遺伝子組換え)	エンタイビオ点滴静注用300mg	中等症から重症の活動期クローン病の治療及び維持療法(既存治療で効果不十分な場合に限る)	K500, K501等	060180 クローン病等 060180xx99x2xx 060180xx97x2xx	
7	リラグルテド(遺伝子組換え)	ビクトーザ皮下注18mg	2型糖尿病	E112, E115等	10007x 2型糖尿病(糖尿病性ケトアシトシスを除く。) 10007xxxxxx0xx	
8	ボマリドミド	ボマリドカプセル1mg ボマリドカプセル2mg ボマリドカプセル3mg ボマリドカプセル4mg	再発又は難治性の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x5xx 130040xx97x5xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。
9	ロミプロステム(遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注250μg調製用	既存治療で効果不十分な再生不良性貧血	D610, D611等	130080 再生不良性貧血 130080xx99xxxx 130080xx97x00x 130080xx97x01x 130080xx97x1xx	
10	ラムシルマブ(遺伝子組換え)	サイラムザ点滴静注液100mg サイラムザ点滴静注液500mg	がん化学療法後に増悪した血清AFP値が400ng/mL以上の切除不能な肝細胞癌	G220	060050 肝・肝内胆管の悪性腫瘍(結核性を含む。) 060050xx9903xx 060050xx99040x 060050xx99041x 060050xx97x3xx 060050xx97x4xx	
11	オラパリブ	リムバーザ錠100mg リムバーザ錠150mg	BRCA遺伝子変異陽性の卵巣癌における初回化学療法後の維持療法	C56, C796	120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍 120010xx99x40x 120010xx99x41x 120010xx97x40x 120010xx97x41x 120010xx01x4xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号	備考
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)		
12	ネシツマブ (遺伝子 組換え)	ポートラーザ点滴静注液800mg	切除不能な進行・再発の扁平 上皮非小細胞肺癌	G340、C341等	040040 肺の悪性腫瘍 040040xx9903xx 040040xx99040x 040040xx99041x 040040xx9905xx 040040xx99050x 040040xx99061x 040040xx99070x 040040xx99071x 040040xx9913xx 040040xx9914xx 040040xx99150x 040040xx99151x 040040xx9916xx 040040xx9917xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx97x5xx 040040xx97x6xx 040040xx97x7xx 040040xx97x8xx
13	ブデソニド/グリコピ ロニウム臭化物/ホル モテロール fumarate 水和物	ビレーズトリエアロソフィア56吸入	慢性閉塞性肺疾患 (慢性気管 支炎、肺気腫) の諸症状の緩 解 (吸入ステロイド剤、長時 間作用性吸入抗コリン剤及び 長時間作用性吸入β2刺激剤の 併用が必要な場合)	J410、J411等	040090 急性気管支炎、急性細気管支 炎、下気道感染症 (その他) 040090xxxxxx0x 040090xxxxxx1x 040120 慢性閉塞性肺疾患 040120xx99000x 040120xx99001x 040120xx99010x 040120xx99011x 040120xx9910xx 040120xx97x0xx 040120xx97x1xx 040120xx01x0xx 040310 その他の呼吸器の障害 040310xxxxxx
14	ラブリズマブ (遺伝子 組換え)	ユルトミス点滴静注300mg	発作性夜間ヘモグロビン尿症	D595	130090 貧血 (その他) 130090xx97x2xx
15	デフィプロドナトリ ウム	デファイテリオ静注200mg	肝類洞閉塞症候群 (肝中心静 脈閉塞症)	K768	060320 肝囊胞 060320xx99xxxx 060320xx97xxxx
16	エヌトレクテニブ	ロズリートレクカプセル100mg ロズリートレクカプセル200mg	NTRK融合遺伝子陽性の進行・ 再発の固形癌	C029、C099等	010010 脳腫瘍 010010xx9904xx 010010xx9906xx 02001x 角膜・眼及び付属器の悪性腫瘍 02001xx99x1xx 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xx99x30x 03001xx99x31x 03001xx99x40x 03001xx99x41x 040010 縦隔悪性腫瘍、縦隔・胸膜の悪 性腫瘍 040010xx99x2xx 040010xx99x30x 040010xx99x31x 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx99060x 040040xx99061x 040040xx9916xx 040050 胸壁腫瘍、胸膜腫瘍 040050xx99x2xx 040050xx99x3xx 050010 心臓の悪性腫瘍 050010xxxxxx 060010 食道の悪性腫瘍 (頸部を含 む) 060010xx99x30x 060010xx99x31x 060010xx99x40x 060010xx99x41x 060020 胃の悪性腫瘍 060020xx99x2xx 060020xx99x3xx 060030 小腸の悪性腫瘍、腹膜の悪性腫 瘍 060030xx99x2xx 060030xx99x31x 060035 結腸 (虫垂を含む。) の悪性腫 瘍 060035xx99x2xx 060035xx99x3xx 060040 直腸肛門 (直腸S状部から肛 門) の悪性腫瘍 060040xx99x2xx 060040xx99x30x 060040xx99x31x 060050 肝・肝内胆管の悪性腫瘍 (続発 性を含む) 060050xx9903xx 060050xx99040x 060050xx99041x 060060 胆嚢、肝外胆管の悪性腫瘍 060060xx99030x 060060xx99031x 06007x 膵臓、膵臓の腫瘍 06007xx9903xx 06007xx9904xx 06007xx9914xx

告示番号	薬剤名	適応症		診断群分類番号	備考
		銘柄 (参考)	ICD-10 (参考)		
				070030 脊椎・脊髄腫瘍 070030xx9901xx 070040 骨の悪性腫瘍 (脊椎を除く。) 070040xx99x2xx 070040xx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍 (脊椎を除く。) 070041xx99x2xx 070041xx99x3xx 080006 皮膚の悪性腫瘍 (黒色腫以外) 080006xx99x2xx 080006xx99x3xx 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x2xx 090010xx99x30x 090010xx99x31x 100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x1xx 100030 内分泌腺及び関連組織の腫瘍 100030xx99x1xx 11001x 腎腫瘍 11001xxx99x10x 11001xxx99x11x 11002x 性器の悪性腫瘍 11002xxx99x1xx 110070 膀胱腫瘍 110070xx99x20x 110070xx99x21x 110080 前立腺の悪性腫瘍 110080xx9903xx 110100 精巣腫瘍 110100xx99x10x 110100xx99x11x 120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍 120010xx99x40x 120010xx99x41x 12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍 12002xxx99x40x 12002xxx99x41x 130010 急性白血病 130010xx99x2xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx	
			ROS1融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	C340、C341等 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx99060x 040040xx99061x 040040xx9916xx 040040xx97x6xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。
17	トリフルリジン/チピランル塩酸塩	ロンサーフ配合錠T15 ロンサーフ配合錠T20	がん化学療法後に増悪した治療切除不能な進行・再発の胃癌	C169 060020 胃の悪性腫瘍 060020xx99x2xx 060020xx99x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx	
18	エベロリムス	アフィニートル錠2.5mg アフィニートル錠5mg アフィニートル分散錠2mg アフィニートル分散錠3mg	結節性硬化症	Q851 080180 母斑、母斑症 080180xx99xxxx 080180xx970xxx 080180xx971xxx	
19	ダラツマブ (遺伝子組換え)	ダラザレックス点滴静注100mg ダラザレックス点滴静注400mg	多発性骨髄腫	C900 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x6xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたもの、及び令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。
20	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用3mg	多発性骨髄腫	C900 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x6xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。
21	セツキシマブ (遺伝子組換え)	アービタックス注射液100mg	RAS遺伝子野生型の治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌	C182、C184等 060035 結腸 (虫垂を含む。) の悪性腫瘍 060035xx97x70x 060040 直腸肛門 (直腸S状部から肛門) の悪性腫瘍 060040xx9707xx 060040xx9717xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。
22	パクリタキセル	アブラキササン点滴静注用100mg	乳癌	C50\$ 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x6xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。
23	トラフェルミン (遺伝子組換え)	リティンバ耳科用250µgセット	鼓膜穿孔	H661、H662等 030440 慢性化膿性中耳炎・中耳真珠腫 030440xx99xxxx 030440xx97xxxx 030440xx02xxxx 030440xx01xxxx 030460 中耳・乳様突起の腫瘍 030460xx99xxxx 030460xx97xxxx 030460xx01xxxx 160440 外耳・中耳損傷 (異物を含む。) 160440xxxxxxx	

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号	備考	
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)			
24	ホルチオキセチン臭化水素酸塩	トリンテリックス錠10 mg トリンテリックス錠20 mg	うつ病・うつ状態	F32\$	170040 気分「感情」障害 170040xxxxxxx	
25	イバプラジン塩酸塩	コラン錠2.5 mg コラン錠5 mg コラン錠7.5 mg	洞調律かつ投与開始時の安静時心拍数が75回/分以上の慢性心不全 ただし、β遮断薬を含む慢性心不全の標準的な治療を受けている患者に限る	I50\$	050130 心不全 050130xx97020x 050130xx97021x	
26	ブロスマブ (遺伝子組換え)	クリスベータ皮下注10mg クリスベータ皮下注20mg クリスベータ皮下注30mg	FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症	M8389、M8399	071030 その他の筋骨格系・結合組織の疾患 071030xx99xx0x 071030xx99xx1x 071030xx97xxxx	
27	アテゾリズマブ (遺伝子組換え)	テセントロク点滴静注840mg	PD-L1陽性のホルモン受容体陰性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x6xx	
28	イクセキズマブ (遺伝子組換え)	トルツ皮下注80mgシリンジ トルツ皮下注80mgオートインジェクター	既存治療で効果不十分な強直性脊椎炎	M081\$、M45\$	070480 脊椎関節炎 070480xxxx0xx	
29	エクリズマブ (遺伝子組換え)	ソリリス点滴静注300mg	視神経脊髄炎スペクトラム障害 (視神経脊髄炎を含む) の再発予防	G360	010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx 010090xxxx2xx 010090xxxx3xx 010090xxxx4xx	
30	エロツズマブ (遺伝子組換え)	エムブリシチイ点滴静注用300mg エムブリシチイ点滴静注用400mg	再発又は難治性の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x6xx 130040xx97x6xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。
31	オマリズマブ (遺伝子組換え)	ゾレア皮下注用75mg ゾレア皮下注用150mg ゾレア皮下注75mgシリンジ ゾレア皮下注150mgシリンジ	季節性アレルギー性鼻炎 (既存治療で効果不十分な重症又は最重症患者に限る)	J302	030340 血管運動性鼻炎、アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー> 030340xxxxxxx	
32	セルトリスマブ ベゴル (遺伝子組換え)	シムジア皮下注200mgシリンジ シムジア皮下注200mgオートクリック	既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症	L400、L401等	080140 炎症性角化症 080140xxxx0xx	
33	アベルマブ (遺伝子組換え)	パベンチオ点滴静注200mg	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	C64、C790	11001x 腎腫瘍 11001xxx99x20x 11001xxx99x21x 11001xxx97x2xx	
34	A型ボツリヌス毒素	ボトックス注用50単位 ボトックス注用100単位	既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない過活動膀胱における尿意切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁、既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない神経因性膀胱による尿失禁	N310、N311等	11013x 下部尿路疾患 11013xxx99xxxx 11013xxx97xxxx 11013xxx04xxxx 11013xxx03xxxx 11013xxx02xxxx 11013xxx01xxxx 110320 腎、泌尿器の疾患 (その他) 110320xx99xxxx 110320xx97xx0x 110320xx02xxxx 110320xx01xx0x 110320xx01xx1x	

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号	備考
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)		
39	プレシキマブ ベドチン (遺伝子組換え)	アドセトリス点滴静注50mg	①CD30陽性の末梢性T細胞リンパ腫 ②再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫及び末梢性T細胞リンパ腫	C810、C811等 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x8xx	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。
40	ボサコナゾール (錠剤に限る。)	ノクサフィル錠100mg	○造血幹細胞移植患者又は好中球減少が予測される血液悪性腫瘍患者における深在性真菌症の予防 ○下記の真菌症の治療 フサリウム症、ムーコル症、コクシジオイデス症、クロモプラストミコシス、菌腫	B36\$, B384等 010080 脳脊髄の感染を伴う炎症 010080xx99x0x0 010080xx99x0x1 010080xx99x1x0 010080xx97x0xx 130010 急性白血症 130010xx99x0xx 130010xx97x0xx 130020 ホジキン病 130020xx99x0xx 130020xx97x0xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x0xx 130030xx99x1xx 130030xx99x2xx 130030xx97x00x 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x0xx 130040xx99x1xx 130040xx99x2xx 130040xx99x3xx 130040xx97x00x 130040xx97x2xx 130050 骨髄増殖性腫瘍 130050xx99x0xx 130050xx99x3xx 130050xx97x0xx 130060 骨髄異形成症候群 130060xx99x0xx 130060xx97x00x 180010 敗血症 180010x0xx0xx 180010x1xx0xx	010080 脳脊髄の感染を伴う炎症 010080xx99x1x0 010080xx99x1x1 010080xx99x4x0 010080xx97x1xx 010080xx97x4xx 130010 急性白血症 130010xx99x2xx 130010xx99x3xx 130010xx99x6xx 130010xx97x1xx 130010xx97x2xx 130010xx97x3xx 130020 ホジキン病 130020xx99x3xx 130020xx97x3xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x1xx 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx 130030xx99x4xx 130030xx99x5xx 130030xx97x1xx 130030xx97x2xx 130030xx97x3xx 130030xx97x40x 130030xx97x41x 130030xx97x50x 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x1xx 130040xx99x2xx 130040xx99x3xx 130040xx97x1xx 130040xx97x2xx 130040xx97x3xx 130050 骨髄増殖性腫瘍 130050xx99x2xx 130050xx99x3xx 130050xx99x4xx 130050xx97x1xx 130050xx97x2xx 130050xx97x4xx 130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x1xx 130060xx97x3xx 130060xx97x40x 180010 敗血症 180010x0xx2xx 180035 その他の真菌感染症 180035xxxxxxx
	ボサコナゾール (注射薬に限る。)	ノクサフィル点滴静注300mg			
41	レボテロキシナトリウム水和物	テラーチンS静注液200µg	粘液水腫性昏睡、甲状腺機能低下症 (ただし、レボテロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限る)	E02、E03\$, E890 100160 甲状腺機能低下症 100160xxxxxxx	
42	レナリドミド水和物	レプラミドカプセル2.5mg レプラミドカプセル5mg	再発又は難治性の濾過性リンパ腫及び辺縁帯リンパ腫	C82\$, C830、C884 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x4xx 130030xx99x5xx 130030xx97x40x 130030xx97x41x 130030xx97x50x 130030xx97x51x	当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。
43	pH4処理酸性人免疫グロブリン	ピリヴィジェン10%静注5g/50mL ピリヴィジェン10%静注10g/100mL ピリヴィジェン10%静注20g/200mL	無又は低ガンマグロブリン血症	C81\$, C900等 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130080 再生不良性貧血 130080xx99xxxx	
44	アレクテニブ塩酸塩	アレセンサカプセル150mg	再発又は難治性のALK 融合遺伝子陽性の未分化大細胞リンパ腫	C846 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx 130030xx99x4xx 130030xx99x5xx 130030xx97x2xx 130030xx97x3xx 130030xx97x40x 130030xx97x41x 130030xx97x50x	
45	ニボルマブ (遺伝子組換え)	オブジーボ点滴静注20mg オブジーボ点滴静注100mg オブジーボ点滴静注240mg	①がん化学療法後に増悪した根治不能な進行・再発の高頻度マイクロナサテライト不安定性 (MSI-high) を有する結腸・直腸癌 ②がん化学療法後に増悪した根治不能な進行・再発の食道癌	C150、C151等 060035 結腸 (虫垂を含む。)の悪性腫瘍 060035xx99x2xx 060035xx99x3xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x	

○厚生労働省告示第百八十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月二十二日から適用する。

令和二年四月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							(略)							
2997から 3004まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							3あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブベゴル、トファシチニブクエン酸塩、パリシチニブ、ペフィシチニブ臭化水素酸塩、エタネルセプト、ウバダシチニブ					3あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブベゴル、トファシチニブクエン酸塩、パリシチニブ、ペフィシチニブ臭化水素酸塩、エタネルセプト
							(略)	(略)					(略)	(略)
(略)							(略)							
3272から 3289まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ベムプロリズマブ、M004 (3のイに限る。)、カバジタキセルアセトン付加物、アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド、ダロルタミド、ドセタキセル、化学療法、塩化ラジウム (223Ra)、放射線療法、G005、J045なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)					(略)	(略)
							4あり	アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド、ダロルタミド					4あり	アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド
							(略)	(略)					(略)	(略)
(略)							(略)							

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表

別表

	薬剤	番号
(略)		
16	<u>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>5、6、1769、1842から1845まで、1920から1922まで、1940、1941、1953、1969、1970、2234、2463から2466まで、2480、2481、2500、2502、2519、2520、2552から2554まで、2596から2598まで、2612、2613、2631、2632、2637、2860、2868、2869、2879、2880、3046、3047、3098から3100まで、3121、3131、3223、3224、3234、3258、3259、3275、3290、3291、3381、3382、3404、3405、3513、3539及び3540</u>
	<u>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1940、1941、1953及び1964</u>
(略)		
19	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3575</u>
	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3575</u>

	薬剤	番号
(略)		
16	<u>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>5、6、1769、1842から1845まで、1920から1922まで、1940、1941、1953、1969、1970、2234、2463から2466まで、2480、2481、2500、2502、2519、2520、2552から2554まで、2596から2598まで、2612、2613、2631、2632、2637、2860、2868、2869、2879、2880、3046、3047、3098から3100まで、3121、3131、3223、3224、3234、3258、3259、3275、3290、3291、3381、3382、3404、3405、3513、3539及び3540</u>
(略)		
19	<u>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3575</u>

40	ポサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ポサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981
41	レボチロキシシンナトリウム水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3161
42	レナリドミド水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3541、3542及び 3553から3556まで
43	pH4処理酸性人免疫グロブリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3539及び3596

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

44	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3539から3542まで及び 3551から3555まで	(新設)	(新設)	(新設)
45	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2519、2520及び 2528から2530まで	(新設)	(新設)	(新設)